

原議保存期間	5年（令和7年3月31日まで）
有効期間	一種（令和7年3月31日まで）

警視庁生活安全部長
各道府県（方面）警察の長
（参考送付先）
各管区広域調整担当部長

警察庁丁生企発第94号
令和元年6月11日
警察庁生活安全局生活安全企画課長

警察署と学校等の間における不審者情報等の共有を行う学校の範囲の変更に
ついて（通達）

警察署と学校との不審者情報等（子供の犯罪被害や不審者に関する情報をいう。以下同じ。）の共有については、「警察署と学校の間における不審者情報等の共有に係る留意事項について（通達）」（平成30年8月2日付け警察庁丙生企発第531号。以下「通達」という。）により、公立、国立及び私立の小学校、義務教育学校（いわゆる小中一貫校をいう。）及び特別支援学校（小学部）との間で行っているところである。今般、神奈川県川崎市における児童等殺傷事件の発生を受けて本年5月29日に開催された登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議において警察や学校が把握した不審者情報を共有する仕組みを強化し、すべての子供たちの安全確保に活用できるよう、対策を徹底することとされた。

これを踏まえ、この度、下記のとおり不審者情報等の共有を行う学校の範囲を変更することとしたので、各都道府県警察においては、適切な措置を講じられたい。

なお、文部科学省においても別添「登下校時における児童生徒等の安全確保及び警察との連携による不審者情報等の共有等について（事務連絡）」を各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課等に通知したところであるので参考とされたい。

記

1 不審者情報等の情報共有を行う学校の範囲

公立、国立及び私立の小学校・中学校、義務教育学校（いわゆる小中一貫校をいう。）、中等教育学校の前期課程（いわゆる中高一貫校の中学校部分）及び特別支援学校（小学部及び中学部）

※ 下線が、通達中の「1 不審者情報等の情報共有を行う学校の範囲」に追加した部分

2 報告要領

本通達に係る実施状況についての報告要領は別途通知する。